

女子栄養大学香友会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、学校法人香川栄養学園の同窓会で、女子栄養大学香友会と称する。

第2条 (本部)

本会は、本部を香川綾記念教育交流センター香友会館内に置く。

第3条 (目的)

本会は、第5条の会員で構成し、相互の連携を図り親睦を深め、学園との交流を深めてその発展に寄与するとともに、生涯学習事業及び地域社会に開かれた事業を推進することを目的とする。

第4条 (業務)

本会は、前条の目的を達するために下記の業務を行う。

- (1) 会員名簿の管理及び発行。
- (2) 会誌の発行及び広報活動。
- (3) 会員の親睦及び生涯学習の支援、研修会。
- (4) 地域社会に開かれた諸活動。
- (5) 学園の諸事業に対する後援。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

第5条 (会員)

本会の会員は、次の種別とする。

- (1) 正会員 学校法人香川栄養学園が設置する及び設置していた学校の卒業生。
 - (2) 学生会員 学校法人香川栄養学園が設置する学校の在学・在校生。
 - (3) 特別会員
 - 1) 学校法人香川栄養学園に在職中及び在職していた教職員で本会に入会を希望したもの。
 - 2) 学校法人香川栄養学園の社会通信教育修了者で本会に入会を希望したもので、幹事会において承認されたもの。
 - 3) 学校法人香川栄養学園の中途退学者で本会に入会を希望したもので、幹事会において承認されたもの。
 - (4) 名誉会員 幹事会より推薦され、総会において承認されたもの。推薦方法は別に定める。
2. 会員は、姓名・住所及び就業先等を本会に登録し、変更が生じた場合には、すみやかに届けるものとする。
 3. 会員が本会の名誉を毀損、又は本会の目的、趣旨に反する行為をとった場合には、総会の議を経てこれを除名することがある。

第3章 組織

第6条 (部)

- 本会には、会長、副会長、幹事長で構成する総務部及び幹事で構成する財務部、会員組織部、広報部、研修部、支部支援部を置き、各部の部長は幹事より選出する。
2. 必要に応じ委員会、ワーキンググループを常任幹事会の議を経て置くことができる。
 3. 各部の活動内容は別に定める。

第7条 (支部)

- 本会には、都道府県に支部、海外に同窓生の会を置く。
2. 支部には支部長を置き、支部長は、支部会員との親睦を図り、本部及び支部間と連携し、会員の研修、地域社会への貢献活動を行う。
 3. 支部は、本会の会則に準じ支部運営に関する支部の規約を定め、会長に報告する。
 4. 支部は、支部活動を実施する場合、本部から支援を受けることができる。支援の内容については別に定める。
 5. 支部は近隣地域毎にブロックを定め、地域ブロック単位で活動ができる。

第8条 (法人)

本会には、一般社団法人女子栄養大学香友会を置き、定款により本会の事業、業務を遂行する。

第9条 (事務局)

- 本会の本部に事務局を設置し、職員を置く。
2. 事務局職員は会長が任命する。
 3. 事務局の業務は別に定める。
 4. 事務局職員の就業に関する事項は、別に定める。

第4章 役員

第10条 (役員の種類及び定数)

本会には、次の役員を置く。

(1) 名誉会長	1名	(5) 常任幹事	15名以内
(2) 会長	1名	(6) 幹事	90名以内
(3) 副会長	2名	(7) 監事	2名
(4) 幹事長	1名		

第11条 (役員の選出)

役員の選出は次の各項による。

1. 名誉会長は、女子栄養大学学長とする。
2. 会長、副会長、監事は、選挙により選出し、総会の承認を得る。選出方法は別に定める。
3. 幹事は、正会員より選出し、幹事会及び総会の承認を得る。選出方法は別に定める。
4. 幹事長及び常任幹事は、幹事の中から会長が選任し、幹事会の承認を得る。

第12条（役員の任務）

役員の任務は次の各項による。

1. 会長は、本会を代表し、総会及び会の組織・運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、欠けたときには、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 会長、副会長は、法人の代表理事及び副代表理事に選任されなければならない。
4. 幹事長は、会議の運営を遂行する。
5. 幹事及び常任幹事は、本会運営上の施策を企画立案、事業等の具体化と推進を図る。
6. 監事は、本会の会計及び会務執行の状況を監査する。

第13条（役員の任期）

会長、副会長、幹事、監事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。又欠員が生じ、新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議及び会員総会

第14条（会議の種類）

会議は会員総会、幹事会、常任幹事会、支部長会等とする。

2. 会議の運営方法は別に定める。

第15条（会員総会）

会員総会は、年に1回開催する。又必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2. 会員総会は、会長が招集する。
3. 会員総会は、出席者及び有効委任状数あわせて1,000名以上をもって成立する。

第16条（会員総会の権能）

会員総会においては、次の事項を付議する。

- (1) 規約の改正。
- (2) 活動計画、収支予算計画及び事業報告、収支決算。
- (3) 香友会役員の承認。
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項。

第17条（幹事会、常任幹事会の構成及び開催）

幹事会は、幹事で構成し、原則として年3回開催する。但し会長が必要と認めたときには、目的を明示し、臨時幹事会を開催する。

2. 幹事会は、業務の執行に関する事項、総会に付随する事項、その他必要な事項を付議する。
3. 常任幹事会は、常任幹事で構成し、原則として年5回開催する。但し会長が必要と認めたときには、目的を明示し、臨時常任幹事会を開催する。
4. 会長は必要に応じて、幹事を常任幹事会に出席させることができる。

第18条（支部長会の構成及び開催）

支部長会は、会長、副会長、幹事長及び支部長並びに海外同窓生の会会長と各長の指名する

- 会員をもって構成し、原則として年1回開催する。
2. 支部長会は、支部の運営及び活動に関する事項について協議するほか、支部間の情報を交換し、相互の連絡調整を図る。
 3. 会長は、必要に応じて、支部長会に幹事及び会員を出席させることができる。

第6章 資産及び会計

第19条（資産の構成）

本会の運営は、下記の収入をもってこれに充てる。

(1) 入会金	(4) 基本金の利子
(2) 年会費	(5) その他の収入
(3) 寄付金	

第20条（年会費）

正会員及び特別会員は、年会費を納入する。

第21条（会計年度）

- 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 本会の会計は監事による会計監査を行い会員総会にて報告する。

第7章 雜 則

第22条

本規約施行について細則や規程がない事項は、常任幹事会で定める。

附 則

本規約は平成16年6月27日より施行する。
本規約は平成22年6月27日より施行する。
本規約は平成24年6月24日より施行する。
本規約は平成25年6月23日より施行する。
本規約は平成26年6月22日より施行する。
本規約は平成27年6月28日より施行する。
本規約は平成28年6月26日より施行する。
本規約は令和4年6月26日より施行する。